

| 検証項目 | 主な成績(できたこと)のポイント | 取り組みの分析・評価 | |
|--------------------------------|---|---|---|
| | | 今後の課題(できなかつたこと)のポイント | 原因・理由 |
| 1 地域社会の共同 利益をめぐる取 り組みづくり | 1 「新しい公」を創出する契機【A】 ・138万人のボランティアによる被災者支援 ・地域団体とボランティアが協働した活動の設立、運営 II 县民とのパートナーシップによる生活者との点に立つた県行政の取り組み | ○円滑な調整体制の整備【A】 ・ボランティア・ニーズの把握、関係機関との調整、積極的な取組み意識の持続等 | ①災害時にボランティア活動を円滑に調整するしくみを創出するよ ・災害時等速にボランティアを受け入れ、派遣活動を展開できるよ う活用等) |
| | 1 防災を契機にした多様なボランティア活動の展開 2 県民相互、県民と県行政との協働の構築 3 被災地固有の課題から全県共通の課題へ移行 | ○被災者の支援ニーズとそれに応じるボランティアとの調整【B】 ・被災者支援の構築【B】 1 県民運動の成果を生かしたフェスティバル ・被災者復興支援会議の設置等 2 県民相互【B】 ・県民運動の成果を生かしたフェスティバル ・被災者復興支援会議の設置等 3 生活復興課題に加え多様な課題へ | ②多様な主体の特性に応じた能力の向上 ・異なる世代の参画と協働を促す工夫を向上させます ③多様な主体のネットワーク化・協力関係を確立し、柔軟な多様なネットワークを構築することが重要である。活動を支援する中間支援組織の一層の活性化のために、多様な主体が重要な役割を担うようになります ・他の支援機関との連携・協働を深めるなかで、いよいよラントリープラザの地域づくり活動全般の強化を図る。 |
| | 1 繙続的なボランティア活動の高まり【C】 2 団体間のネットワーキングの進展 3 支援基盤の整備への着手【C】 4 県行政への参画と協働の先導的取り組みの開始【C】 | ○中間支援組織への支援方向の明確化【C】 ・県行政への県民の参画と協働の手法の確立【C】 | ④市町と県の適切な連携と役割分担 ・市町など県民に身近な主体が中心となる事項に取り組むことを基本に、市町や中間支援組織を支援する。 ⑤地域づくり活動のあり方を再構築する。 ・組織の属性だけではなく活動そのものの内容に着目した地域づくり活動の支援のあり方を再構築する。 |
| | 1 県民がボランティア活動の支援基盤の構築・ひらくアートの開設、ボランティア基金の活用等 2 参画と協働の取り組みの先駆け【D】 3 県行政推進の基本姿勢として地域特性を生かした参画と協働の明確化 ・長期ビジョンの策定 ・参画・協働条例の施行、支援指針・オーバーホールの策定等 ・参画計画の策定等 ・現地解説型の県民局機能の強化、地域での防災事業への取り組み | ○特性的な違いが主體間の協動の取り組みが不十分 ○多様な主体をつなぐ中間支援組織への期待の高まりに応じ、それらへの支援の拡充が必要 | ⑥みんなでともに取り組む動きに応じた新たな地域づくりのしくみの検討 ・地域自治区等の制度の動向を見極めながら、地域社会に關わる県民一人ひとりが地域の地城団体、NPO/NGO、行政など多様な活動主体による、公民自身の地域づくりのしくみを構築する。 |
| | 1 参画と協働の立派な実施【D】 2 参画と協働の立派な実施【D】 3 参画と協働の立派な実施【D】 | ○多様な主體間のネットワーキングの促進【D】 ・ひらくアートの開設、ボランティア基金の活用等 ○参画と協働の立派な実施【D】 ・復興施策の一般化用等 ○参画と協働の立派な実施【D】 ・参画と協働を担う行政職員の意識改革 | ⑦県民満足感を最大化する参画・協働型行政システムの確立 ・県民満足感の評価による参画活動の満足度を最大化をめざして、より多くの市民に見える形での政策形成・実施のしくみ。基盤構造が重要である。 （例）・情報公開の推進や説明責任の向上による参画の質の向上 ・過渡期に行政運営の協働化を充実するための行政の導入 ・参画用意の充実による参画の活性化 ・利用者の視点に立った支援体制の強化 ・職員意識の改修の拡充 |

○検証テーマ2 新たな防災教育と学校防災体制

| 検証項目 | 主な成果(できしたこと)のポイント | 取り組みの分析・評価 | 今後の課題(できなかったこと)のポイント | | 原因・理由 | 今後の提案 |
|----------------------------|---|--|--|--|--|---|
| | | | 今後の課題(できなかったこと) | 評価 | | |
| I 「新たな防災教育」の取組 | 1 避難所を運営【A】 2 学校再開に向けて、教職員は被災児童生徒のケアを行いつつ、正規授業復帰への準備段階として「防災教育」を実施【A】 3 被災地外の教職員が被災地を支援【A】 | ア 学校教育再開の遅れ【A】 イ 学校は避難所と共に用立つ形で続いたこと【A】 | ○被害甚大地域では、児童・生徒も被災し、家族に犠牲者が外出する等、当初、安否確認等の連絡がつかず、混乱したこと ○学校の相談が著しく、校舎が使えない状態でなく、教室が不足したこと ○1校あたり2000人以上もの避難者を収容しなければならず、必要数の教室が確保できなかった。最大の理由は、被災地に対する公的援助が遅れたこと ○避難住宅を建設する公的用地が不足し、学校避難所の解消が遅れたこと ○「新たな防災教育」の具体的な取り組みを進めらための、刷書き本等の教材・資料の不足 | ○被災児童生徒は、児童・生徒が外出する等、当初、安否確認等の連絡がつかず、混亂したこと ○学校は避難所と共に用立つ形で続いたこと【A】 ○教科や領域を一々、学校教育全体を通して学ぶ防災教育の一層の充実 ○地域素材を活用し、身近な災害を学ぶことにより、防災に対する知識と技術を身に付ける教育のさらなる充実 | (①) 兵庫の防災教育の一層の推進 ○学校の防災体制、学校の防災教育、ボランティアや共生の心の三つを中心とした「新たな防災教育」の一層の推進 ○教科や領域を一々、学校教育全体を通して学ぶ防災教育の一層の充実 ○地域素材を活用し、身近な災害を学ぶことにより、防災に対する知識と技術を身に付ける教育の推進 ○緊急時に応える能力(スキル)を養う防災教育の推進 ○県立舞子高校環境防災科における教育活動の一層の充実 | (①) 兵庫の防災教育の一層の推進 ○学校の防災体制の一層の整備充実 ○地域に対応して、危機に対する関係の構築 ○各学校における防災マニュアル、避難所運営マニュアルの策定、見直し ○学校支援チーム(EARTH)の活動を通じて学校防災体制の充実 ○学校におけるEARTHの位置づけと、学校の防災体制の整備・充実 ○学校における避難所開設訓練等を通して、学校の防災体制の整備・充実 ○心のケア実践活動を通じて、被災後の心のケアの必要性の周知 ○訓練・研修会の充実によるEARTHの専門的力の向上 |
| II 学校防災体制の整備・充実の取組 | 1 防災教育検討委員会の設置【B】 2 提言「兵庫の教育の復興に向けて」の発表【B】 3 防災教育副読本「明日に生きる」及び活用の手引きの作成・配布【B】 4 「学校防災マニュアル」を作成・配布し、初動対応期の対応、避難所運営の指針を提示【B】 5 「阪神・淡路大震災5周年教育復興の集い」において「兵庫の教育の復興に向けて」の発表、副読本の作成等により、兵庫の「新たな防災教育」を全国に発信【B】 | ア 防災教育検討委員会の提言を基にした「新たな防災教育」の一層の推進【B】 ア 防災教育検討委員会の設置【B】 イ 「学校防災マニュアル」を作成・配布し、初動対応期の対応、避難所運営の指針を提示【B】 ウ 「兵庫の教育の復興に向けて」の発表、副読本の作成等により、兵庫の「新たな防災教育」を全国に発信【B】 | ○「新たな防災教育」の具体的な取り組みを進めらための、刷書き本等の教材・資料の不足 | ○「新たな防災教育」の具体的な取り組みを進めらための、刷書き本等の教材・資料の不足 | | |
| III 災害・学校支援チーム(EARTH)による取組 | 1 災事時の避難所運営について、学校が担う役割を明確にした学校における避難所運営業務の留意事項(案)の検討、策定【C】 2 防災教育副読本を活用した防災教育実践事例集の作成・配布【C】 3 防災教育副読本を活用した「新たな防災教育」の推進【C】 | ア 学校防災体制の整備において、地域と連携するための連絡会議等の開催【C】 ア 学校防災体制の整備において、地域と連携するための連絡会議等の開催【C】 | ○地域との連携においては、学校の働きかけ、市町防災部局の働きかけの弱さがあつたこと | ○地域との連携においては、学校の働きかけ、市町防災部局の働きかけの弱さがあつたこと | | |
| | 1 災災・学校支援チーム(EARTH)の設置【D】 2 災災・学校支援チーム(EARTH)の活動【D】 | ア 災害・学校支援チーム(EARTH)のスキルアップ【D】 | ○災害時の派遣に応じて、学校への支援活動 ・有珠山の噴火により避難所となった学校への支援活動 ・鳥取県西部地震により被災した学校の児童生徒の心のケアに対する支援活動 ・宮城県北端連続地震の被災児童生徒の心のケアの支援活動 3 EARTH員が研修会等で、震災体験や災害時の対応について伝達【D】 4 EARTH訓練・研修の一環として県内の総合防災訓練での避難所開設訓練等の実施【D】 5 震災の教訓を生かした「新たな防災教育」の推進のため、県立舞子高等学校に「環境・防災科」を設置【D】 6 地域の災害の教材化【D】 | ○災害時の派遣に応じて、学校への支援活動 ・有珠山の噴火により避難所となった学校への支援活動 ・鳥取県西部地震により被災した学校の児童生徒の心のケアに対する支援活動 ・宮城県北端連続地震の被災児童生徒の心のケアの支援活動 3 EARTH員が研修会等で、震災体験や災害時の対応について伝達【D】 4 EARTH訓練・研修の一環として県内の総合防災訓練での避難所開設訓練等の実施【D】 5 震災の教訓を生かした「新たな防災教育」の推進のため、県立舞子高等学校に「環境・防災科」を設置【D】 6 地域の災害の教材化【D】 | | |

○検証テーマ3 梶災児童生徒の心のケア

○検証担当委員 馬殿 禮子

| 検証項目 | 主な成果（できたこと）のポイント | 取り組みの分析・評価 | 今後への提案 | |
|-------------------|---|---|---|---|
| | | | 今後の課題（できなかつたこと）のポイント | 原因・理由 |
| I 教育復興担当 教育の成果 | 1 災害を受けた子どもたちの心の理解ワーク研修会[A] 2 学校における心のケアの在り方に関する研修会[B] | ア 児童生徒の緊急的心のケアへの対応会[A] イ 心のケアを必要とする児童生徒数の増加への対応[B] | ①教育復興担当教員の取組を継続して教育復興体制づくり実現 ○震災後、教育復興担当教員が行っていた心のケアの取組を継承、広がることにより、教育相談活動の充実を図り、児童生徒ひとりのケアに注力 ②震災以外の心のケアへの対応 ○震災以外の事件・事故等において心のケアを必要とする児童生徒への対応 ○教職員の心のカーブリグマハイドの一層の向上 ○学校支援チーム(EARTH)心のケア取組の研修会内容の一層の充実 ③児童生徒のストレスネジメントから教育職員の指導力の向上 ○児童生徒自身に、日常的なストレスに対する方法を身に付けさせたり、教職員の研修を行い、指導力の向上を図る ④命の大切さと達成体験を生かした教育の一層の充実 ○命の大切さや想いや想などを伝える教育のさらなる展開 ⑤心のケアを必要とする児童生徒への対応における学校と専門家、関係機関等との連携強化 ○児童生徒の心のケアに対する学校とスクールカウンセラーへ臨むいたり、医療機関などの専門家、関係機関との連携を図る | |
| II 教職員の指導力の向上 | 3 防災教育委員会の設置[B] 4 指定「災害の教育」の発展に向けての発表会[B] 災害を受けた子どもたちの心の理解ワーク研修会を作成・配布[B] 5 スクールカウンセラー、キャノペックマニセーターの配置[B] 6 「新たな部が災害教育」の推進[B] | 7 教育復興担当教員の配置[B][C] 平成7年度 128名 8年度 207名 9年度 207名 10年度 207名 11年度 207名 12年度 180名 13年度 130名 14年度 65名 15年度 55名 16年度 | ウ 2次の震難により心のケアを必要とする児童生徒への対応[C] ○直接の衝撃はなく、その後の生活の不安定などでのストレスを認めた児童生徒に対して十分対応できなかったこと ●震災体験の危機が潜んでおり、児童生徒の心の状態をより一層把握している上 | ⑧ 災害教育講本の作成・配布[C] ⑨ 災害教育教材本と活用の手引きの作成・配布[C] 10 震災・学校支援チーム(EARTH)の設置[C] 11 震災・学校支援チーム(EARTH)の活動[C] ・鳥取県西部山地豪雨災害の心のケアの支援 ・宮城県北部震源地豪雨による心のケアの支援 ・県内研究会において、震災体験や災害時の対応、心のケアの必要性について講義 12 EARTH員が研修会等へ招かれ、震災体験や災害時の対応、心のケアの必要性について伝えている[C] 13 EARTH訓練・研修会において、心のケア(ラクゼーション)の実地訓練を実施[C] 14 全教員に対するカウンセリングマニドラム銀次へ対応する心のケアの実施[C] 15 教職員(以下セラフセラフマニドラム銀次)が求められず、心のケアを必要とする児童生徒数(増減)[C] |

○検証テーマ5 女性と男性の視点からみた協働

○検証担当委員 古山 桂子

| 検証項目 | 主な成果(できたこと)のポイント | 取り組みの分析・評価の視点 | |
|----------------------|---|---|--|
| | | 今後の課題(できなかつたこと)のポイント | 原因・理由 |
| I 地域女性団体の活動 | <p>1 生活者の視点を生かした精力的な地域女性団体の活動【A】</p> <p>2 女性パワーのある男性【B】～【C】</p> <p>3 災災の教訓を活かした「育い人」を支援する活動会議や地元会議を開催【D】</p> <p>4 多様な得意分野をもつ団体同士の連携【B】～【C】</p> <p>・女性団体ネットワーク会議による地域女性団体ネットワーク会議の発足</p> | <p>○団体独自の情報発信力の不足</p> <p>ア 精力的な活動、活躍ぶりが知られていない。団体自らの活動継続のためのモチベーションの活性化のための前段階【A】</p> <p>イ 組織の再構築と人材養成、支援【B】～【C】</p> <p>○震災を契機とした団体の法人化、若手の参加・参画等【D】</p> <p>○震災に対する対応が必要</p> | <p>①地域コミュニティ活動としての女性、男性のユニークな活動主導の成立に關して、地域に密着して暮らすことが自律的で、行政の機能が充実する。行政の地域コミュニティの新しい対等なパートナーシップの前段階【A】</p> <p>・女性たちの活動が自発的である。行政の関係機関との協働【B】</p> <p>・協働のシンドイの新規事業の実現【C】</p> <p>・女性団体や他の団体やNPO/NGOによる、地域災害を防ぐ活動への協力【D】</p> <p>・企画組織において活動を始めとする男性【E】や、NPO/NGO等のアドバイス活用等)や、「2007年問題」に向けた行政、団体による社会貢献活動の一環としての取組充実</p> |
| II テーマ別活動としての新しい地域活動 | <p>1 福祉や環境などのさまざまな分野でともに活動する「地域活性化」を始めとする各種活動【A】～【C】</p> <p>2 増加する活動発化【B】～【C】</p> <p>3 若手企業や団体による「育い人」を中心とした「育い人」の活動【D】</p> <p>4 地域活動を始めた男性たち、女性とともに「育い人」の活動【D】</p> <p>5 生活復興支援施設新設終了後の支援のしくみがグループ【B】～【D】</p> <p>・元気アップ・ステーション事業(H7～11)</p> <p>・男女共同参画推進員(H14～)</p> | <p>ア 社会における女性・男性の参画・参加・参画計画への女性の参加が十分さ</p> <p>・各種活動の不十分さ</p> <p>・参加・参画地域活動に参加しやすい環境づくりのための準備が不足している</p> <p>・兵庫県男女共同参画計画(H13)等に盛り込む</p> <p>イ 事業終了後の支援とオローラアップ(事後的な助力)【B】～【D】</p> | <p>○社会における意思決定過程における機会が十分さ</p> <p>○これまで地元女性が活動するための意識が高まっているが、男性は低い</p> <p>・滑りこみのための制度化の充実が重要</p> <p>○施策・事業に対する事後的な支援の不足</p> <p>・震災消滅により社会が変化したが、女性の社会貢献活動に対する認識がまだ低い</p> |
| III 震災後頭在化した女性家族問題 | <p>1 こころのケアと、氾濫する情報の整理【A】</p> <p>2 「明日の家族を考える兵庫提言」(H7.10)</p> | <p>ア 震災に性別役割分担などにかかる問題は、そこには少子高齢化や急速得等の問題が表面化するが、家庭内に見直し、問題を解決する問題がある。</p> <p>・兵庫県立女性センターにおける相談受付、サポートの整備・提供情報、ファイルの整理・提供</p> <p>・震災を契機に頭在化したく家庭、家族【D】</p> | <p>○震災及び震災後10年の間に見直し、問題を解決する機会【A】～【D】</p> <p>・各種講座(三世ミナ一等の開催等)、各家庭(三世ミナ一等の開催等)、子育て、コミュニケーション(アート、家族関係他)</p> <p>・震災と家族に関する各種調査研究実施</p> |

○検証テーマ6 青少年の活動、青少年団体の活動 ○検証担当委員 速水 順一郎

| 検証項目 | 達成度(できたこと) | 取り組みの分析・評価 | | 今後の課題(できなかったこと)のポイント | 原因・理由 | 今後への提案 |
|----------------------------|--|--|---|---|---|--------|
| | | 取り組みの分析 | 評価 | | | |
| I 災災による青少年の心の変化 (2-(1)) | 【青少年の心の変化】 1 地域における青少年居場所の発見、役割実感【A】～【C】 2 青少年におけるボランティア活動の必要性の認識【A】～【C】 【青少年の活動】 3 青少年による避難所や仮設住宅における支援活動【A】～【C】 【青少年団体等との関わり】 4 青少年団体の活動と地域の関わり【A】～【C】 5 青少年団体において多様な支援活動【A】～【C】 6 被災児童に対する心のケアの施設建設(レイボーハウス、浜風の家、ロータリー子どもの家等)【A】～【C】 7 青少年団体における地域と一体となった取組の必要性の認識、醸成【A】～【C】 8 子ども達が自由に遊べるひろばづくり【D】 9 青少年が気軽に立ち寄り交流できる場づくり【D】 | ○家族や友人を亡くした青少年の心のケア ○避難所におけるストレスの緩和 ○情報化の進展によるコミュニケーションの低下 ○世代間交流の促進 ○地域ぐるみで青少年を育む気運の一層の醸成 ○地域ぐるみで青少年における相互扶助の拡大 ○コミュニケーションの低下 ○地域における人間関係の希薄化 ○コミュニティ教育力の低下 | ○相談相手と場所の不足 ○プライバシーの無い不自由な生活 ○情報化の進展によるコミュニケーションの低下 ○地域ぐるみで青少年を育む気運の一層の醸成 ○コミュニケーションの低下 ○地域における人間関係の希薄化 ○コミュニティ教育力の低下 | ①青少年の心の問題への対応 ・悩みを真剣に聞いてくれる相談の充実 ・同じ境遇におかれた者が本音で話せる機会の確保 ・地域での大人との出会いの場の設定 | ②青少年の体験活動及び居場所づくりの推進 ・子ども達が自由に遊べる場所の拡大 ・「子ども冒險ひろば」のより身近な単位での開設など ・トライする活動の拡大 ・全ての青少年が参加するトライやるワーク ・家族同士の体験交流の場の設定 ・野外活動機会の拡大 ・若者が気軽に立ち寄り交流できる場の拡大 ・「若者ゆうゆう広場事業」のより身近な単位での開設など | 今後への提案 |
| II 青少年の心の変化と活動 (2-(1)) | 【青少年の心の変化】 1 地域における青少年居場所の発見、役割実感【A】～【C】 2 青少年におけるボランティア活動の必要性の認識【A】～【C】 【青少年の活動】 3 青少年による避難所や仮設住宅における支援活動【A】～【C】 【青少年団体等との関わり】 4 青少年団体において多様な支援活動【A】～【C】 5 青少年団体における心のケアの施設建設(レイボーハウス、浜風の家、ロータリー子どもの家等)【A】～【C】 6 被災児童に対する心のケアの施設建設(レイボーハウス、浜風の家、ロータリー子どもの家等)【A】～【C】 7 青少年団体における地域と一体となった取組の必要性の認識、醸成【A】～【C】 8 子ども達が自由に遊べるひろばづくり【D】 9 青少年が気軽に立ち寄り交流できる場づくり【D】 | ○地域ぐるみで青少年を育む気運の一層の醸成 ○コミュニケーションの低下 ○地域ぐるみで青少年における相互扶助の拡大 ○コミュニケーションの低下 ○地域における人間関係の希薄化 ○コミュニティ教育力の低下 | ○相談相手と場所の不足 ○プライバシーの無い不自由な生活 ○情報化の進展によるコミュニケーションの低下 ○地域ぐるみで青少年を育む気運の一層の醸成 ○コミュニケーションの低下 ○地域における人間関係の希薄化 ○コミュニティ教育力の低下 | ③青少年の地域活動への参加促進 ・地域事業のモデルチエンジ(子どもの地域事業の企画への参加促進) ・年齢に応じたリーダーの役割(ボーイスカウトシステム等) ・地域防災コミュニティへの世代の参加 | ④青少年の地域活動への参加促進 ・地域事業のモデルチエンジ(子どもの地域事業の企画への参加促進) ・年齢に応じたリーダーの役割(ボーイスカウトシステム等) ・施設運営や団体の運営における地域協力体制の確立 ・青少年団体への支援強化 ・子どもを家庭に受け入れる経験づくり | 今後への提案 |

○検証テーマ7 外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進 ○検証担当委員 竹沢 泰子

| ○検証テーマ7 外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進 ○検証担当委員 志澤 泰子 | | 取り組みの分析・評価 | |
|--|--|---|--|
| 検証項目 | 主な成果（できたこと）のポイント | 今後の課題（できなかつたこと）のポイント | 今後への提案 |
| I 被災した外国人県民支援 | <p>1 行政やNPONGO等による多言語相談窓口の開設・情報提供の実施【A】</p> <p>2 多彩な外国人へ支援のNPONGOの誕生【A】</p> <p>3 外国人救援ネット、たかとり救援基地、多文化共生センターなどをはじめとする外国人支援NPONGOの発足【A】</p> <ul style="list-style-type: none"> • カトリック教会など | <p>○安否を双方で確認できるシステム構築【A】</p> <p>○震災発生直後の多言語による情報提供【A】</p> <p>○行政窓口等での多言語での情報提供（提供した情報を外国人県民が有効に利用できるためのフォロー）【A】</p> <p>○短時間在住者、非正規雇用者等への災害申請金の支給【A】</p> | <p>①緊急時における外国人県民に対する情報伝達手段等の検討</p> <p>○事前の準備不足・経験不足</p> <p>○外国人語で支援できる団体や人々の把握不足</p> <p>○「住民」の範囲の拡張</p> <p>②地域コミュニティにおける外国人へ県民支援の構築</p> <p>○外国人へ県民が地元コミュニティの一員として地域のことに関わるよう、きめ細かい支援を行うことができる新しいシステムを構築する。</p> |
| II 課題解決に向けた取り組みへの外国人県民の参画 | <p>1 災難賠償等に加入できない外国人県民に対する医療費の支援【B】～【D】</p> <p>・外国人の緊急医療費損失特別補助制度の創設（県）</p> <p>2 外国人学校設立と外国人学校の役割【B】～【D】</p> <p>・医療費負担基金の創設（NPONGO等）</p> <p>3 外国人県民や団体の意見をすくいあげる制度の発足（外国人県民連絡会議／外国人県民モニターラー／外国人県民共生会議）【B】～【D】</p> <p>4 子ども多文化共生センターの設置【B】～【D】</p> <p>5 行政とNPONGO等が自由に意見交換等を行う「GONGO」の創設【B】～【D】</p> | <p>○複数（で非正規雇用者などが）居住證明などの手続き</p> <p>○活動資金と活動のスベースなど【B】～【D】</p> | <p>③外国人県民の立場での制度の見直し</p> <p>○外国人であることによって日本人と異なる扱いをされていることが何か、行政、NPONGO等、マスコミが常に注意を払う。</p> <p>④イニシアチブトナー（対等の立場で互いに挑戦しあうもの）としてのNPONGO等との協働</p> <p>○行政とNPONGO等は、互いをイコールルーバーとして認識し、情報や資源の共有化に努め、協働をますます深める。それに伴って有機的でより充実した支援活動が展開できることを目指す。</p> <p>⑤母語による子どもの教育支援</p> <p>○試行錯誤段階であったため</p> <p>○日本語を母語としない外国人児童生徒に対して、学習効果を高めたり、自尊感情やアイデンティティの確立に役立つよう、母語教育支援を行う。また不就学問題の改善にも積極的に努める。</p> <p>⑥外国人コミュニティの自立支援</p> <p>○日系南米人やベトナム人などが同胞の支援などのために設立した外国人コミュニティは、まだ組織基盤が弱いことはさえないことから、外国人県民の身近な場所できめ細やかな生活支援が行われるよう、このような外国人コミュニティの自立をより一層支援する。</p> |
| III NPONGO等との協働 | <p>6 県内各地での移動相談会の開催【B】～【D】</p> <p>7 外国人コミュニティ支援【B】～【D】</p> <p>8 NPONGO等・市町との連携による外国人県民安全・安心ネットの推進【B】～【D】</p> <p>9 NPONGO等の活動の充実【B】～【D】</p> <p>10 多言語情報提供機会の参加【B】～【D】</p> | <p>○NPONGO等との十分な連携【B】～【D】</p> <p>○試行錯誤段階であったため</p> <p>○一部の外国人NPONGOでは、リーダーがまだ育っていないこと</p> | <p>・多言語による海外地図情報の提供</p> <p>・行政への提言活動</p> <p>・多言語情報提供機会の参加【B】～【D】</p> <p>・案内表示、生活情報、相談窓口、多言語FM局など</p> |
| IV 多文化共生社会の実現に向かた取り組み | <p>11 多文化共生社会の実現【B】～【D】</p> | <p>○試行錯誤段階であったため</p> | |

○検証テーマ8 国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり

○検証担当委員 荻田 健太郎

| 検証項目 | 主な成果(できたこと)のポイント | 取り組みの分析・評価 原因・理由 | 今後の課題(できなかつたこと)のポイント | | 今後への提案 |
|---------------------|---|---|---|--------|--------|
| | | | 今後の課題(できなかつたこと)のポイント | 原因・理由 | |
| Ⅰ 多文化共生社会の実現 | 1 外国人の緊急医療費損失特別補助制度の創設(復興基金) 【A】 2 多言語による情報提供・相談【A】 | ○「住民」の範囲の法解釈 ア 短期滞在者・不法滞在者に対する災害弔慰金の支給【A】 | ①国際社会の現場で通用する人材の育成 震災から多くの教訓を学び、復興のノウハウを蓄積してきた兵庫県では、防災・人道、健康・福祉、地球環境などの分野の国際機関の集積し、国際防災・人道支援の拠点が形成されつつある。 こうした兵庫県の特性を生かし、防災・人道、復興開発などの分野で国際的に通用する人材の育成に貢献することが必要である。 ・国際平和協力支援センター(仮称)の誘致 | 今後への提案 | |
| Ⅱ 国際関係機関等の整備による機能拡大 | 1 外国人・県民復興会議の設置 外国人・県民共生会議の設置 【B】～【D】 2 総合国際ソーン整備 【B】～【D】 ・WHO神戸センター、OCHA 等の4国連機関 ・ひょうご国際プラザ、JICA兵庫 国際センター等の8国際関係機 関 3 国際防災・人道支援協議会の 設立【B】～【D】 | ○設置主体が多様 ア 国際関係機関の一層の連携の 推進【B】～【D】 イ NPO/NGO等との連携の一層の推 進【B】～【D】 | ②国際関係機関等のネットワークの構築 神戸市東部新都心に集積された国際防災・人道拠点を活用し、防災・人道、健康・福祉、地球環境などの分野における調査研究開発、情報提供、人材育成などの「平和の技術」を生かし積極的に国際貢献していくことが求められている。 このため、同地区の国際機関のネットワーク強化について、兵庫県は「国際防災復興協力センター(仮称)」構想を提唱しているが、同地区的集積効果を生かし、防災・復興支援のためより一層効果的にその機能が発揮できるようなシステムづくりが必要である。 ・集積効果を生かす国際関係機関等の緊密なネットワークの構築 | 今後への提案 | |
| Ⅲ 節災の経験に基づく国際貢献 | 4 海外災害支援の実施 ・物資提供 ・県職員派遣 ・義捐金 5 海外災害援助市民センター (CODE)の設立 6 国連防災世界会議の誘致、 開催【B】～【D】 | ○国際関係機関等を活用した国際的にお通用する人材の育成 【B】～【D】 | ③市民の力を生かす国際交流・協力 阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程を通じて、国際関係分野でも、NPO/NGO等やがランティアは着実に能力を高め、その存在感を増している。 今後は、行政主導型からイコールパートナー(対等の立場で互いに提携し合うもの)としてNPO/NGO等と行政が協働する方向へ施策を転換していく必要がある。 ・NPO/NGO等との協働事業の推進 ・国際関係機関との連携による市民の力を国際協力・交流に生かすしかねづくり | 今後への提案 | |